

事務所だより

編集・発行：山口法律会計事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN・ORIXビル6階

TEL 法律部門：06-6361-3234 税務部門：06-6361-3224 / FAX 法律・税務共通：06-6361-0096

ホームページ <https://yamaguchi-law.jp/> (2025年1月発行)

弁護士 弁護士 弁護士 弁護士
 藤原 東 山口 山口
 智絵 尚吾 昌之 健一

 税理士 弁護士 弁護士
 事務局 山口 松田 藤澤
 一同 裕七 諒祐



【大阪市立東洋陶磁美術館】（後景にJIN・ORIXビルを望む）

新年のごあいさつを
 申し上げます

今年も新しい年を迎えます。新春という言葉には、何か晴れやかで、希望に胸を膨らませる響きがあります。未来に受かって夢を実現するスタートラインに立つんだという決意も感じられます。そんな気持ちは、世界中の誰もが持っており、また持つ権利があります。しかし今この時間にも、世界各地で戦争の惨禍におびえる人々がいます。

ロシアのウクライナ侵攻が始まったのが、2022年2月24日。すでにもう1000日をはるかに超えました。

武力で他国を侵略し、わがものにするために、場合によっては、核兵器の使用も辞さないとして、侵略を続けるロシア。今でも首都キーウでは、空襲警報のならない日はないとまで言われています。

一方、イスラエルがガザに侵攻したのは2023年10月27日。もうすでに1年を越えました。この間イスラエル軍は、「ハマスを壊滅する」として、無差別攻撃を行い、多くの市民や子供たちが犠牲になりました。病院や学

校までをも攻撃して、一般市民を殺戮するイスラエル軍のやり方は、到底許されるものではありません。

毎日、空爆に怯え、住む所を追われ、飢餓に陥り、命を奪われる。

そんな世界が私たちの目の前にあります。そして、世界の大国は、軍縮どころか、戦争のための準備を着々と進めています。日本も「戦争のできる国」になろうとしており、決して例外ではありません。

日本国憲法の前文には、「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる」としています。

世界中の人々が一日も早く平和で豊かな暮らしができるよう、今年こそ戦争のない世界になってほしいものです。

核兵器のない世界へ

弁護士

山口 健一

2024年10月11日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞しました。

日本被団協は、広島や長崎で被爆した人たちの全国組織で、原爆投下から11年後の1956年に結成され、それから68年間にわたり、被爆者の立場から核兵器廃絶を世界に訴える活動を続けてきました。

* *

ノーベル平和賞の選考委員会は、「日本被団協のヒバクシャとして知られる広島と長崎の被爆生存者による草の根の運動は、核兵器のない世界をつくる努力、核兵器が二度と使われてはならないと身をもって示してきた」と評価しています。

そして、「1945年8月に原爆の攻撃を受けて、核兵器を使うと壊滅的な結果になるという認識を広げるため、精力的に活動する世界的な運動が生まれた。核兵器の使用は道徳的に受け入れられるものではないとする強力な国際的な規範が形作られ、『核のタブー』として知られるようになった。この中で広島と長崎の被爆者の証言は唯一無二のものだ」としています。

* *

「被爆者達は個人体験を語り、キャンペーンを作り出し、核兵器の拡散と使用に関して緊急の警告を発することで、世界中で反対する声を広めそれを強化するものとするのに貢献してきた。被爆者は筆舌に尽くしがたいことを言い表し、考えることさえできないようなことを考え、核兵器によって引き起こされた計り知れない痛みと苦しみをなんとか理解してもらうのに貢献している」と核兵器廃絶運動における被爆者の貢献を評価しました。

* *

「今の核兵器ははるかに強力な破壊力がある。何百万人もの人々を殺害し、気候にも壊滅的な影響を与える可能性がある。核

戦争は私たちの文明を破壊する恐れもある」と警鐘を鳴らしています。

受賞後の記者会見で、ノーベル平和委員会の委員長は「被爆者のメッセージや証言は、核兵器を使うことがいかに容認できないのかを思い起こさせる重要なものだ。私たちは被爆者の声を聞くべきだ。すべての指導者が核兵器を2度と使われてはならないという被爆者の話に耳を傾けることを望む」と述べています。

* *

今年は被ばく80周年を迎えます。しかし世界にはいまだ12000発の兵器が存在しています。

「いつの日か、歴史の証人としての被爆者は、私たちの中に存在しなくなる。しかし日本の新しい世代が、力強い記憶の文化と粘り強い献身を通じて、被爆者たちのメッ



「焼き場に立つ少年」

（アメリカ合衆国カメラマン
ジョー・オダネル氏 1945年
長崎にて撮影）
ご遺族 坂井貴美子様（ア
メリカ在住）よりご提供いた
だきました。

セージと体験を引き継ぎ、前に進んでいる。彼らは世界中の人たちを励まし教育している……。これは人類にとって平和な未来の前提となるものである」との受賞のメッセージを肝に銘じ、核兵器廃絶に向けて力を合わせて運動を進めていくことが求められています。





袴田事件で再審無罪!!

前回の記事でご紹介した袴田事件ですが、9月26日、静岡地方裁判所の再審公判において、袴田さんに対して無罪の判決がなされました。

加えて、これ以上袴田さんを不安定な地位に置かないために、検察庁に対して全国から控訴すべきではないという運動がなされ、結果、検察庁は控訴を断念しました。これにより、袴田さんの無罪が確定しました。

袴田さんが冤罪であったことが確定するまでに、再審法の不備により、最初の再審請求から43年という年月がかかりました。

福井事件で再審開始

袴田事件の無罪判決からわずか1カ月後の10月23日、いわゆる福井女子中学生殺人事件（以下「福井事件」）において、名古屋地裁金沢支部は、懲役7年の判決を受けて服役した前川彰司さんに対し、再審開始の決定を出しました。最初の再審請求から、20年の年月が経過していました。

これまでと異なるのは、検察官は再審開始の決定に対しては抗告をして徹底的に争ってきましたが、この福井事件では抗告をしませんでした。結果、再審開始の決定が確定し、今後、再審公判が開かれることとなります。早期の無罪判決確定を願ってやみません。

再審法の不備①—証拠開示

袴田事件、福井事件に共通することですが、再審開始決定が出された決定的な証拠は、再審請求審において、裁判所の証拠開示の勧告を受けて、検察庁側から出された大量の証拠から出てきたということです。検察庁は、有罪の立証をすることだけを考えて、その障害となる無罪方向の証拠は提



出せず、結果的に冤罪が生まれるという構図がありました。再審請求審において、無罪方向の証拠が明るみになった結果、冤罪が晴らされたのです。

我が国では、残念ながら多くの冤罪事件が生まれています。冤罪を晴らすためには、再審法において、証拠開示の規定が創設されることが不可欠です。

再審法の不備②—検察官の抗告

袴田事件の無罪が確定するまで最初の再審請求から43年、福井事件の再審開始決定が下されるまで最初の再審請求から20年の年月がかかりました。これは、再審請求事件において、どのような手続を踏むかという規定がないことも大きな要因ですが、最も大きな要因は検察官による抗告です。検察官による抗告が繰り返されることにより、手続が長引き、冤罪が晴らされるまでに多大な年月がかかる結果となりました。検察官による抗告は禁止し、検察官の主張は再審公判においてなされればよいのです。

早期の再審法改正を

今ほど、再審の問題が世の中においてクローズアップされたことはありません。冤罪は、国家による究極の人権侵害です。一人でも多くの冤罪被害者を救うために、早期の再審法の改正が必要です。

内地と本土

(辺野古新基地設置をめぐる一連の訴訟)

弁護士

東 尚吾

かつて普天間に住んでいた大叔父に辺野古の岬を一望できる海辺に連れられて、「あそこに基地ができる」と聞いたとき、当時、本土に住む私はうまく返答できませんでした。

* *

沖縄県では、平成25年の辺野古埋立承認ののち、辺野古新基地建設反対を掲げる知事(翁長雄志前知事、玉城デニー知事)が続けて選挙で当選し、また、平成31年には普天間飛行場の代替施設としての辺野古埋立についての県民投票が実施され、投票総数の7割を超える43万人超が辺野古埋立に反対の沖縄県民の「民意」が明確にされました。しかしながら、国は、そうした「民意」を無視し、「辺野古が唯一の解決策」として辺野古埋立工事を粛々と進めています。最近の日本の政治では「民意」という言葉が殊更に重宝される一方で、沖縄の「民意」を蔑ろにする国の扱いには大きな矛盾を感じるとともに、かつて沖縄県が「捨て石」とされた過去を想起せざるを得ません。

* *

この辺野古新基地設置をめぐるのは、平成27年以来、沖縄県と国との訴訟が多く係属してきました。辺野古沿岸地域の軟弱地盤の存在が明らかとなり、国が埋立地の用途や設計の変更申請を行ったものの、公有水面埋立法に基づき、申請を不承認とする



大浦湾側からみた辺野古崎

沖縄県知事と、その権限行使に異を唱える国との間で、国による是正の指示の正当性、国による代執行の許否などをめぐる訴訟が提訴されました。

しかし、裁判所は、国の主張のとおり、最終的に国による代執行を認め、司法は、国の動きにお墨付きを与えました(代執行をめぐる訴訟は、最高裁判所が令和6年2月29日付で上告を受け付けない決定を行い、代執行を認めた福岡高等裁判所の判決が確定しました)。

国と地方公共団体との関係について言えば、これまで、平成11年に地方分権一括法、平成18年に地方分権改革推進法などの法律が整備され、「国と地方の関係が上下・主従から対等・協力へ」の理念のもと、地方分権改革が進められてきました。こうした地方分権推進の流れのなかで、司法が国の対応を追認することは、地方公共団体の自主性や自立性を害し、地方自治の否定にすらつながりうるものだと危惧します。

* *

沖縄県では、米軍基地負担そのものの過酷さにとどまらず、米軍関係者による犯罪も後を絶ちません。国が米軍関係者による性暴力事件を把握しながらも沖縄県への報告を行っていなかったことも発覚しました。沖縄県民の生活の平穏を害し、心情を逆なでするような国の対応は理解できるものではありません。

また、昨年、沖縄県内の自衛隊の地対艦ミサイル部隊を含む追加配備が行われるなど、沖縄県はこうした軍備強化の最前線にいます。

* *

沖縄の問題は日本全体の問題であることを自覚し、ひとりひとりが国の動きを厳しくチェックすることが必要であると感じます。

遺言能力ってなんだろう

弁護士

藤原 智絵

映画「ロストケア」。松山ケンイチ扮する主人公が、半身麻痺で重度認知症の父を、苦渋の決断で手にかける。息を引き取ったことを確認し、父を抱きしめた時、枕下から出てくる折り鶴。開けば、「俺の子どもとして生まれてきてくれてありがとう」の震える文字。画面越しのこちらも激しく落涙……ふと、この父が最後に遺言能力をもっていたのはいつだったろうかと考えます。

遺言能力とは

遺言能力とは、その内容と法律効果を理解し、判断するために必要な能力をいいます（民法963条）。遺言能力が欠けた状態で作成された遺言は、残念ながら無効となります。

しかし、民法では、15歳以上の者は遺言をすることができ（民法961条）、未成年者や後見制度利用時の行為能力制限規定は適用されない（民法962条）との定めはあるものの、遺言能力の意味を明確にした規定はありません。そのため、相続開始後、遺言能力の有無を巡って、しばしば争いになることがあります。

遺言能力はどうやって判断される？

では、遺言能力の有無はどのように判断されるのでしょうか。

裁判上は、①遺言時の心身の状況、②遺言内容それ自体の複雑性、③遺言の動機・理由、遺言者と相続人らとの人的関係、交流状況、遺言に至る経緯等の諸事情、を総合的に判断することが多いです。

①の心身の状況においては、認知機能検査の結果や、認知症などの診断の有無が重視されます。しかし、それがない場合も、直近入院時のカルテや介護認定時の能力判定、日常生活での言動、後見申立中であるかなどを総合的に評価します。

②の遺言内容の複雑性は、例えば、全財産を特定の一人に相続させるものや、複数人で等分に割り付ける内容は「複雑でない」と評価されやすく、複数人に細かく特定の財産を指定したり、傾斜的な割合で割り付けたりするものは「複雑である」と評価される傾向にあります。

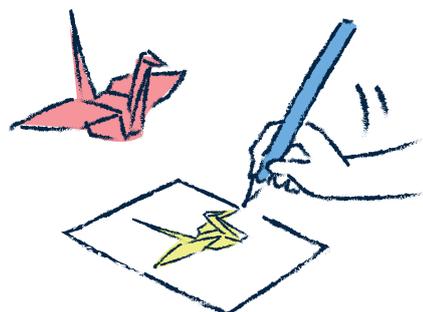
③の遺言動機などは、遺言をすることの相当性、合理性を判断するものです。第三者の意思が強く影響し、誘導して作成されたものではないかなども確認されます。

難しいのは、これらの要素が複合的に評価されることです。たとえば、認知症と診断を受けていても、経過が安定し、遺言内容が単純であったりする場合は、遺言能力が認められるケースがあります。逆に、遺言内容が複雑で、動機に不可解な点がある場合は、認知症の程度が中等程度でも、遺言能力が否定されるケースがあります。

穏やかな相続を目指して

遺言は、のちの相続紛争を防止する有効な手段と言われます。そうであるからこそ、自分の意思を遺す時期やその言葉次第で、遺言の効力に疑義が生じることは誰も望まないのではないのでしょうか。

遺言を遺す際、あるいは、近親の方とご本人で作成相談をされる際に、遺言能力の確保に不安を覚えた場合には、医師や弁護士をはじめとする専門家にぜひご相談ください。穏やかな相続がなされることを目指し、その都度必要なフォローアップをさせていただきますと思います。



犯罪収益移転防止法とは

犯罪収益移転防止法は、正式には「犯罪による収益の移転防止に関する法律」と言います。犯収法と呼ばれることもあります。

その目的は、マネー・ローンダリングを防止し、犯罪組織への資金供与（犯罪収益の移転）を防ぐことにより、国民生活の安全と平穏を確保し、経済活動の健全な発展に寄与することとされています。

マネー・ローンダリングとは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関等による収益の発見や検挙等を逃れようとする行為を言います。

犯収法は、この目的のため様々な規制を定めていますが、その中で今回は、口座の譲り渡し・譲り受けの禁止に焦点を当てたいと思います。

口座の譲り渡し・譲り受けの禁止

銀行口座は譲り渡した側、譲り受けた側の双方が罪に問われます。通帳やキャッシュカード、暗証番号等の口座情報を譲り渡した場合、そして譲り受けた場合、犯罪収益移転防止法に違反し、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、またはその両方という刑事罰を受ける可能性があります。

(1) 口座の譲り渡しの禁止

この犯罪が成立するのは、主に、相手が、自分になりすまして、渡した通帳やカードを使おうとしていることを知りながら譲り渡した場合です。

そのため、どういう認識で通帳等を譲り渡したかが大事になります。

ただし、例えばSNSで知り合った素性の分からない人に通帳を売った場合、「通帳の使用目的を説明されませんでした」と弁解したところで、犯罪に利用される可能性

を容易に認識できたはずだと評価されるケースが多いのではないかと思います。

(2) 口座の譲り受けの禁止

この犯罪が成立するのは、主に、自分が、相手になりすまして、受け取った通帳やカードを使う目的で譲り受けた場合です。

この目的については、譲渡当事者の関係、譲渡に至った事情その他の客観的事情から総合的に認定されることとなりますので、「そのような目的はなかった」と言えば言い逃れできるものではありません。

このような目的がなかったと言えるのは、本人に頼まれて本人の代わりに預貯金を引き出す場合です。

例えば、親が子どもの預貯金通帳を預かっており、その通帳を用いて預貯金を引き出す行為等がこれに当たります。

トラブル事例

近年、SNS上で簡単なアルバイトとして口座売買を持ちかける、月〇万円の口座レンタルとして貸したい人を募集する、闇金の借金の担保として口座の譲り渡しを要求する等の手口で、他人の通帳やキャッシュカードを取得しようとする事例があります。

このような誘いに安易に乗ってしまうと、刑事責任を問われる立場になり得ますし、譲り渡した口座以外の口座まで凍結される可能性もあります。

万一、口座情報の譲り受けや譲り渡しをしてしまった場合には、早急に弁護士にご相談下さい。





最近気になるあれこれ…

【フリマサイト編】

弁護士

松田 七海

皆様は「フリマサイト」は利用されますか？フリマサイトとは、個人間での売買契約を成立させるためのプラットフォームで、匿名取引ができるものが多いです。私自身、購入者・出品者、両方の立場でフリマサイトを利用したことがあります、やはり便利です。しかし、トラブルが発生することもチラホラ……。

よくあるトラブル

【購入者側】

- 商品受取後に、それが偽物だった（欠陥があった）ことに気がついたが、出品者に返品対応をしてもらえず、代金も返してもらえない。

【出品者側】

- 商品を発送したのに、発送がされないとされ代金が支払われないまま商品だけ手元から無くなった。
- 取引通りの商品を発送後、返品処理がされたが、全く違う物にすり替えられて返送された。実際の商品は取引相手の元にあるのに自身に入金がない。

どうやって解決する？

フリマに関するトラブルは個人間で解決するのが原則です。各フリマサイトの利用規約を確認しても、基本的にはそのような運用です¹⁾。ですので、トラブルがあったらまずは取引相手に直接連絡を取ることとなります。しかし、悪質な取引相手には直接連絡をとっても解決には繋がらないこと

が多いです。

次の手段は、運営会社へ連絡を取ることです。上述のとおり、フリマに関するトラブルは個人間で解決することが原則ですが、運営会社によってはトラブル解決のために協力してくれる場合もあります。それでも解決しない場合は……。

“フリマ”は「個人間」売買なので、事業者と消費者との取引において消費者を保護する消費者保護法の適用が原則ありません。なので、DPF消費者保護法²⁾ 5条といった、取引相手の情報を開示させる法律も原則適用がなく、結局その取引相手は誰かも分からないままですし、そのような相手の責任を追及できる方法はほぼありません。匿名取引の安心感や便利さが裏目に出ています。

ここまでやって解決しないとすると、警察に相談したり、弁護士に依頼することで相手を特定し交渉を行うという手もあります。しかし、弁護士に依頼しても被害額によっては費用倒れとなってしまうこともあり難しいところです。

終わりに

フリマサイトは大変手軽でスマホがあればそれだけで利用できます。だからこそ、利用者が多くその行動は正直規制しきれないと思います。

しかし、フリマサイト提供事業者は、利用者からの手数料を利益としています。利用者の責任や倫理観だけに市場を任せるのではなく、何らかの形でもう少し介入してくれたらもっと良いサービスになるのかな…と思いますね。



1) 実際にフリマサイトを利用される際は、利用規約を確認してください。

2) 正式名称は「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」。

税を考える週間

税理士

山口 裕之

概要

国税庁では、租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めるために、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。特に、毎年11月11日から11月17日までの1週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に広報活動を行うとともに、税務行政に対する意見や要望を寄せる機会としています。

歴史

「税を考える週間」の歴史は、昭和22年に申告納税制度が導入され、昭和24年に国税局が発足していますが、当時は税務行政に対する納税者の不満が多く聞かれていたという時代でした。そのような時代背景があり、円滑な税務行政の成否は、納税者の協力いかにかかっている点に顧み、昭和29年から「納税者の声を聞く月間」を設けたことから始まります。昭和31年からは、苦情相談を重点項目とし、期間を「月間」から「旬間」に改め、昭和49年には毎年同じ時期に行うこととして、「税を知る週間」に改称しました。その後平成16年からは、国民1人1人が、我が国をどのようにして支えていくのか、公的サービスと負担

をどのように選択するのかを含めて、税の在り方を真剣に考える時期に来ているという観点から、単に税を知るだけでなく、能動的に税の仕組みや目的を考え、国の基本となる税に対する理解を深めることを明確にするため、「税を考える週間」に改称しています。

取組

「税を考える週間」期間中は、主に次のような広報広聴の取組を行っています。

- ①新聞広告やインターネット広告などのマスメディアを通じた広報
- ②国税庁ホームページに国税庁の取組を紹介するページを開設し、国税庁の職場の魅力や仕事をドラマ仕立てで紹介した動画、社会保障、マイナンバー制度の概要を解説した動画を掲載
- ③国税局や税務署による主に大学生や社会人を対象とした説明会の開催
- ④全国の中学生、高校生から応募のあった税に関する作文の入選作品の表彰

税務行政の

デジタル・トランスフォーメーション

税務行政の将来像として、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化」、「事業者のデジタル化促進」の3つの柱に基づき施策を進めることとしています。その中で納税に関しては、キャッシュレス納付が推進されています。令和6年よりe-taxで申告している法人や、納付書を利用しないインターネットバンキングやクレジットカードによる納税をしている法人や個人について、納付書の送付が取りやめになっています。納付書による納税をされている方は、この機会にキャッシュレス納付をご検討されてはいかがでしょうか。



今年の抱負

健康増進・体力増強そして平和

弁護士 山口 健一

最近は、いつも、今年の抱負は「健康増進・体力増強」。自家製の野菜を中心に、食と運動で頑張ろうと決意しています。

そして、わが健康だけではなく、世界の平和にささやかにでも貢献したい。

今年は戦争終結、そして、広島・長崎への原爆投下から80年。

今年の冬、日弁連主催で、憲法の平和主義を守り、核廃絶を求める全国的な大会が長崎で開催されます。世界から戦争をなくし、核廃絶のためにどうすればいいのかをみんなで考える。これも今年のもう一つの抱負です。



我が家で育てる冬野菜

健康的な朝食を食べる

弁護士 山口 昌之

我が家では、朝食にサラダ、ヨーグルト、パン、フルーツのうち3～4品を食べるという習慣があります。プラス牛乳とコーヒーです。この習慣を始めてから、気持ちの問題かもしれませんが、健康になったような、免疫ができて風邪をあまりひかなくなったような気がしています。

今年も、健康を維持するために、充実した毎日を過ごすために、この習慣を1年間変わらずやり遂げたいと思います。



アンチバイアス

弁護士 東 尚吾

おかげさまで昨年後厄を大禍なく終えることができました。気づけば責任世代（死語かもしれない）のど真ん中。悲観的に、そして、つつい他罰的な思考に陥りがちな世の中ですが、自分自身の思考の癖も時に疑うことが必要なのかもと思う今日こ

の頃です。年相応の心身の変化を正直感じつつも、年齢のバイアスにも囚われずに今年も様々チャレンジしていきたいと考えています。



あえてピント外したりしながら

弁護士 藤原 智絵

小説家「燃え殻」のエッセイに出会ったのは3年前。

遅れそうなのに逆方向の新快速に飛び乗った時、クリーニングタグを一日つけた服を脱いだ時。そんな、しょうもないのになんともざわつく瞬間に、やんわり彩りを与えてくれる言葉が散らばっていました。

そういえば、夜に疲れて乗り込んだタクシーで、「ワシのお気に入りの店で買ってん」と焼き菓子をくれた運転手。車内で渡されるものはティッシュかアメという相場を覆す、えも言われぬおかしみがあったことをふと思い出す。

いつもピントをあわせようともがいてきたけれど、そろそろピントがあわない周囲の景色も、深く楽しめるような大人になりたいですね。



定点からだけ正円になる、でもずれた景色もまた乙です

弁護士4年目

弁護士 藤澤 諒祐

ついこの間弁護士になったばかりだと思っていましたが、あっという間に今年4月から弁護士4年目に入ります。

皆様に助けていただきながら、目の前の仕事に必死に取り組み、なんとか今日まで走り続けて来られました。

分からないことだらけだった1年目と比較すると、事件全体を俯瞰的に捉え、次の一手を考えられるようになってきたのではないかと思います。

今年も引き続き目の前の仕事に必死に取り組みつつ、多種多様な事件に積極的に挑戦し、あらゆる相談に対し、適切な選択肢を示せるよう、研鑽を重ねていきたいと思っています。



今年こそはと思ったんですけどね

弁護士 松田 七海

毎年、年始は抱負を考えてはいるのですが、本当に不思議なことに年末にはすっかり忘れていて何も思い出せません。日々の生活を乗りこなすのに精一杯ということなのでしょう。去年の抱負も例に漏れず何にも思い出せませんが、振り返るとそれなりに充実していたので、まあいいか!となります。

でも、せっかくこのように文字にして抱負を表明できる機会があるので、今年こそはしっかりとした目標を立てたい。いや、そうなると急に気負ってしまいますね…。目標なんていつ持ってもいいものですし、ゆっくり考えますか…。



体調管理

税理士 山口 裕之

年を重ねるにつれて、これまで何の問題もなくできていたことが、できなくなっていることに気付く、普段の行動のスピードも遅くなっているような気がします。小さい文字もだんだん見えづらくなり、本を読むことも億劫になり、作業の効率は下がる一方。現状を受け入れるしかないこと



はわかっているつもりですが、効率を上げるために不規則な生活や過度な飲食は見直し、十分に休息をとり、万全の体調を維持していきたいと思います。

見守る

事務局 澤田 智子

今年は、母になって10年目になります。

「10年」って長いですが、感覚的にはあっという間でした。小学四年生の長男は、自転車で走り回り友達との野球が大好きで、口も達者になりました。



小学二年生の長女は、絵を描くことが大好きで、兄に負けじとしっかり者でよく気がつきます。抱っこしていた子ども達、元気に大きく成長しました。子育てを手伝ってもらった両親に、感謝の気持ちでいっぱいです。

これからは、自主性が身につくよう、手をかけたい気持ちをグッとこらえて、見守っていきたいと思います。

余裕って大事

事務局 宮嶋 暁子

コロナ禍が明けて、去年は旅行にライブに飲み会に（もちろん仕事に）と慌ただしく駆け抜けました。

久しぶりに海外旅行にも出かけ、改めて旅する楽しさを思い出した一年でもありました。

今年は、生まれてから半世紀を迎える記念すべき!年ですので、またどこか海外を旅したいと思っています。

そしてなにより、行きたい場所やイベントが多いので、行かない選択も大事にして、いろんな意味で余裕のある年にしたいです。



地元のお店のパンダまんがかわいすぎる…

運転再開

事務局 奥井ゆかり

毎年、今年こそはと思いながらできていないのが、車の運転です。免許取得の直後は慣れるためにも乗っていましたが、徐々に回数が減り、今では免許証だけが身分証として活躍中です。

旅先でのレンタカー、家族の代わり…私が運転できれば!という場面に遭遇するたびに決意を固めるものの、後回しになっていました。

まずはペーパードライバー講習に通うことからです。運転へのモチベーションを上げるため、乗りたい車探しからにしようかと考えはじめ、また練習が遠のきそうな予感があります。



ご朱印集め

事務局 八重垣有夏里

昨年、友人のライブ当選祈願に訪れた大阪天満宮で一目惚れしたご朱印帳に出会いその場で購入しました。これを期にと昨年はいつか行きたいなと考えていた石山寺、平等院鳳凰堂へ行ってみました。大河ドラマの影響もあり、いろんな展示会もあり興味深く回れました。また、その土地の美味しいもの、見慣れない景色を感じる事ができリフレッシュできました。変わり種の御朱印などもSNSには投稿されているので、チェックしつつ今年は少し遠い場所なども巡り、集めたいなと思います。



モーツァルト「レクイエム」

事務局 富田 宏史

見知らぬ謎の男に「レクイエム」(死者のためのミサ曲)作曲を依頼されたモーツァルトは、病状が悪化するなか作曲を始めます。しかしついに8曲目「ラクリモーサ」【涙の日】の途中で力尽きてしまいます。モーツァルトの最後の作品であり、未完のまま残され、弟子により補筆完成されました。

今年11月の演奏会に向けて年明けから毎週レッスンが始まります。今回、初めてモーツァルトに挑戦します。夏からは同時進行で、12月には毎年恒例のベートーヴェンの「第九」も。

盛りだくさんな年になりそうですが、自分の何かを通じて表現することを続けたいと思います。



「1万人の第九」は、1クラス約250名、全国41クラスあります。私のクラスは本番後そのまま打ち上げ懇親会をしており、今回はクラスの3分の1が参加してくれました。企画・開催する側にとっては大変なことありつつ嬉しいことばかり

新しいこと

事務局 北野佳名子

今年は、新しいことをはじめたいと思います。はじめてみたいと思っていることはたくさんあるのですが、なかなか一歩を踏み出すことができ

なかつたりしているので、一歩前進することができれば嬉しいです。でも何を始めるかは、まだ決めていないので、『何を始めようかな』というドキドキワクワクの気持ちを楽しみに新しいことを探してみようと思います。

長続きできるものが見つかるといいのですが、今まで経験したことのないことが、始められるといいなと思っています。



写真

事務局 岡山 幸代

年末年始は思い出を振り返る時間が多くなり、スマホのカメラのアルバムを見返すのですが、自分で撮った写真より誰かが撮ってくれた写真が多いです。

カメラ機能を駆使して撮ったり、光の加減や角度を考えながら撮ったりと、撮る人によって全然違う一枚になります。

私が撮る写真は、ただカメラを向けて撮った。というようなものばかりなので、その時の雰囲気、その人の感情まで伝わるぐらい、上手に撮れるようになりたいなと思います。



ゆとり時間

事務局 谷山佐和子

私は本屋さんに行ってはあれこれ本を購入し、積んだまま読まずじまいの本を少しずつ増やしています。

さらに昨年は時間のゆとりがあまりなく、連続ドラマやお笑い番組がDVDレコーダーの容量を圧迫しています。昨年大河ドラマに至っては、紫式部が源氏物語を執筆し始めたあたりから観られていません。

今年こそは読んでいない本をなくし、DVDレコーダーの容量を少なくすべく、ゆったりとした時間を過ごしたいと思っています。



入所ごあいさつ

事務局 谷山佐和子

はじめまして。8月末に入所いたしました、谷山佐和子と申します。

これまでは大阪府内の事務所で勤務しておりました。事務所の規模や事件の内容、事務処理の方法など、いろいろ戸惑うこともありますが、日々学ばせてい



ただいています。困ったときにすぐアドバイスを聞ける経験豊かな仲間が事務所にたくさんいることが大変心強いです。

事務所の一員として、依頼者の皆様のお役に立つべく、努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。



編集 後記

昨年は1月1日に大きな地震があり、不安な日々を過ごされた方も多かったのではないのでしょうか。平凡な言葉になりますが、日常生活を問題無く過ごせる事が幸せなことだと改めて感じている日々です。陰ながらではありますが、今年一年が皆様にとって幸多い一年でありますことをお祈りしております。

【八重垣有夏里】



- 京阪電鉄中之島「なにわ橋」駅3番出口を出て、なにわ橋（ライオン橋）を北側に徒歩3分
- 地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て、北側に徒歩4分
- 阪神高速環状線「北浜出口」を降りてすぐ

〈業務時間のご案内〉

月～金曜日 9:00～18:00

※弁護士の手配により、18時以降の業務もあります。

【休日】土・日・祝祭日

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、Eメールもご利用ください。

仕事始めは1月6日(月)午前9時からです

最近宛先不明で、事務所に返送される事務所だよりがあります。もしご希望があれば、引き続きお送りいたしますので、ご転居の際には、お電話かEメールで事務所にご連絡いただければ幸いです。

TEL：法律部門 06-6361-3234

税務部門 06-6361-3224

FAX：法律・税務共通 06-6361-0096

ホームページ <https://yamaguchi-law.jp/>